

### 受益者負担金の納付をお願いします

下水道が整備された区域では、トイレを水洗化出来るとともに生活排水などが衛生的に処理され、生活環境が快適になります。このことから、下水道が整備されて利益を受けるかたに、建設費の一部を負担していただいている、土地所有者などに受益者負担金を納付していただきます。

納付書は6月初旬にお手元に届きます。

### 3年以内に「排水設備工事指定店」で水洗化工事を

水洗化可能な区域の皆さんには、3年以内に水洗化(排水設備)工事を行っていただきます。これは、下水道法に基づくもので、今回水洗化が可能になった区域の皆さんは、平成20年度末(平成21年3月31日)までに、水洗化工事をしなければなりません。

工事が済んで下水道を利用すると、月々の使用料が掛かります。

### 融資あっせん制度をご利用ください

市では、水洗化工事を行う場合に必要な資金の一部を金融機関から無利子で借りることが出来るように、融資をあっせんしています。ご希望のかたは、工事申請の際に排水設備工事指定店へご連絡ください。

対象・水洗化義務期限内に工事するかた  
融資限度額・50万円

(トイレの数により、最高額150万円)

償還方法・50カ月以内の元金均等償還

### 矢立地区・下川沿地区の各一部簡易水道から上水道に切り替わります

市では、安全で良質な水を安定して供給するため、計画的に上水道の整備を進めています。

矢立地区では、浄水場を建設するなど、平成15年度から5カ年計画で簡易水道から上水道への切り替え工事をしていますが、4月1日から長走町内の一部で上水道を利用出来るようになります。

ポンプ場建設工事を進めていた下川沿地区では、3月中旬にポンプ場が完成します。これに伴い、川口、立花、西大館町、隼人町の各町内では、4月1日から上水道を利用出来るようになります。また、水道管を延伸し、平成20年度までには、横岩町内でも順次利用出来るようになる予定です。

新しく上水道を利用出来るようになった皆さんは、水道料金が簡易水道料金から上水道料金に変更となります。該当するかたには、新料金などを記載した通知を配布します。

問 上下水道部水道課 ☎55 - 1298

### 水洗化率

下水道を  $\frac{\text{使用している人口}}{\text{使用出来る人口}}$  の割合

75.9%

(今年2月末現在)

### 普及率

公共下水道を利用可能な区域の人口  
(4月1日現在の予想)

市の人口(1月末現在)

34.8%

